

# 公 募 に つ い て の 説 明 書

## 1 契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所

- (1) 契約担当官等  
支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 阪垣 幸依知
- (2) 所属する部局  
広島国税局
- (3) 所在地  
〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館

## 2 件 名

一括管理書庫書類保管等業務

## 3 仕 様

別紙「仕様書」のとおり。

## 4 履行期間

別紙「仕様書」のとおり。

## 5 公募について参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。
- (6) 当局の仕様の条件を満たす者であること。

## 6 申込書の提出

- (1) 申込書の提出先  
広島国税局総務部会計課経費係
- (2) 申込書等の提出期限  
令和8年3月13日（金）17時00分まで
- (3) 申込書等の提出方法  
申込書等の提出は、次のいずれか方法により提出すること。
  - ① 紙による提出  
紙による申込書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。  
〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番30号  
広島国税局総務部会計課経費係
  - ② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6

項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による提出。

③ 上記①及び②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記6(2)に示す申込書等の提出期限までに下記10(2)の問い合わせ先に連絡すること。

#### (4) 公募の実施方法

##### イ 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

- (イ) 別紙1「申込書」
- (ロ) 別紙2「指名停止等に関する申出書」
- (ハ) 別紙3「誓約書」(役員等名簿を含む)
- (ニ) 申込者及び施設の概要が分かる書類(企業概要等)

##### ロ 留意事項

- (イ) 公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。
- (ロ) 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
- (ハ) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

## 7 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約締結後、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。

また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第4条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

## 8 契約者の決定方法

### (1) 申込みが1者の場合

当局の仕様に合致している場合で、かつ、見積金額が当局の予定価格の範囲内の場合、契約の相手方とする。

### (2) 申込みが2者以上の場合

入札により契約者を決定する。

なお、本件公募については、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって契約を締結する。

## 9 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

## 10 その他

### (1) 見積書の提出

#### イ 見積書の提出期限

当局の指示に従い速やかに提出する。

#### ロ 見積書の提出場所

広島国税局総務部会計課経費係(ただし宛先名は「支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長」とする。)

### (2) 手続及び仕様に関する問い合わせ先

広島国税局部会計課経費係 森下 優也

電話 082-578-5955 内線3646

(3) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「一括管理書庫書類保管等業務」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(4) その他

この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

# 申 込 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

「一括管理書庫書類保管等業務」に申込みを行います。

## 指名停止等に関する申出書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名  
又は  
会 社 名

代表者氏名

「一括管理書庫書類保管等業務」の申込みに当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、申込みを取り下げます。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

当社は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

※ 添付書類：役員等名簿

## 役員等名簿

法人(個人)名: \_\_\_\_\_

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

# 契 約 書 ( 案 )

支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 阪垣 幸依知 (以下「甲」という。 ) と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (以下「乙」という。 ) とは、一括管理書庫書類保管等業務に関し、下記条項により契約 (以下「本契約」という。 ) を締結する。

## 記

### 第 1 条 (本契約の目的 / 信義誠実の原則)

- 1 本契約は、別添仕様書に基づき、本業務に関する事項を定めるものである。
- 2 乙は、別紙 1 「保管倉庫」に掲げる保管倉庫 (以下「保管倉庫」という。 ) において、仕様書に基づき本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

### 第 2 条 (履行場所)

賃貸借物件は、別紙 1 のとおりとする。

### 第 3 条 (契約期間)

契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 第 4 条 (契約金額)

- 1 本契約は、単価契約とし、契約金額 (消費税額及び地方消費税額 (以下「消費税額等」という。 ) を含む。 ) は別紙 2 「契約明細書」のとおりとする。
- 2 前項の消費税額等は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき計算した額である。  
なお、契約期間中において、消費税率の改正が施行された後には、消費税額等については、改正後の税率によるものとする。

### 第 5 条 (契約保証金)

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

### 第 6 条 (権利、義務の譲渡等の禁止)

- 1 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者 (乙の子会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。 ) である場合を含む。以下同じ。 ) に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

### 第 7 条 (委任、下請け等の禁止)

- 1 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し承認を得た場合はこの限りでない。
- 3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても、同様とする。
- 4 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は、甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 乙は、第18条第1項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないこととする。
- 6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 7 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 8 前2項の場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 9 第7項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第23条に規定する損害賠償責任を免れない。

#### 第8条（応札条件の維持）

乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

#### 第9条（秘密の保持）

- 1 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、自らの従事者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 3 乙は、本契約終了後速やかに、乙の保有する秘密情報等のすべてについて、甲の指示に従い返却若しくは消去しなければならない。
- 4 乙は、秘密情報等の漏えい等があった場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係る甲の指示に従わなければならない。
- 5 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 6 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。この場合において、乙は、甲、国税庁、国税局及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第23条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 7 乙は、個人情報に関する取扱いについては、別紙3の取扱いを遵守しなければ

ばならない。

8 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

#### 第10条（費用負担）

本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第11条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

#### 第12条（監督等）

- 1 甲は、本契約の履行に関し、甲があらかじめ監督職員として指定している職員及び甲が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に、乙の本業務の遂行を監督させ、又は必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員等の監督、指示に従わなければならない。

#### 第13条（期間の延長）

- 1 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、第4条に定める契約金額に対して年2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第23条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

#### 第14条（検査）

- 1 乙は、毎月の業務を終了したときには、速やかに甲の指定する検査職員及び甲が個別に指定する職員（以下「検査職員等」という。）に報告し、検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員等をして検査を行わなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員等の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第15条（契約金額の請求及び支払）

- 1 乙は、毎月の業務の完了後、検査に合格したものを取りまとめた数量に、第4条に定める契約金額を乗じて計算した金額を、支払請求書により甲へ請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、予め甲の定める方法により乙に支払う。
- 2 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

#### 第16条（業務の完了後における説明等）

乙は、業務の完了後においても、甲から業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 第17条（契約不適合責任）

- 1 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
  - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
  - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
  - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

#### 第18条（解除）

- 1 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上

の義務の遂行に支障が生じると認めるときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
  - (2) 相当の理由なく、納期までに本業務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
  - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
  - (5) 著しい納期の遅延があったとき。
  - (6) 第14条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
  - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第17条に定める甲の請求に応じないとき。
  - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
  - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
  - (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
  - (12) 解散の決議をしたとき。
  - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
  - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
  - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
  - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
  - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 2 甲が前項により本契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求できるものとする。
- 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は、本条第1項の解除をしない

場合でも、乙に対して、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。ただし、乙が第9条の義務に違反した場合には、同条第7項を適用するものとする。

- 4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第23条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 甲が第1項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

#### 第19条（本契約の任意解約等）

- 1 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
  - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
  - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

#### 第20条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### 第21条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があつた場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の10に相当する金額のほか、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第23条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

## 第22条（調査）

- 1 甲は、必要と認める場合には、乙に対し、期限を示して、その本契約又は資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を、違約罰として請求することができるものとする。

- 4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第23条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

#### 第23条（損害賠償）

- 1 乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払を命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

#### 第24条（賠償金等の徴収）

- 1 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

#### 第25条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### 第26条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

#### 第27条（紛争の解決）

本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続によって解決するものとする。

#### 第28条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

#### 第29条（補則）

本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（ 以 下 余 白 ）

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
広島国税局総務部次長 阪垣 幸依知

乙

# 保 管 倉 庫

倉庫所在地

○○○○○○○○ ○○○○○○  
○○○○○○○○ ○○○○○○

## 契約明細書

(単価：円)

件名	項目	単位	単価	内消費税額及び 地方消費税額
一括管理書庫 書類保管等業務	簿書の保管業務	1月		
	保存箱の保管入庫業務	1箱		
	保存箱の廃棄出庫業務	1箱		
	保存箱の日々の入出庫 業務	1箱		
	配置換業務	1箱		
	執務室提供業務	1月		

## 個人情報に関する取扱い

## (定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

## (秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

## (個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

## (複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

## (管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。
  - (1) 個人情報の取扱い責任者
  - (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
  - (3) 個人情報の授受、移送方法
  - (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
  - (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
  - (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
  - (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等
- 3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本取扱いと同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本取扱い上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

一括管理書庫書類保管等業務仕様書

広島国税局

## 1 業務の概要

広島国税局及び管内税務署（以下「国税局等」という。）が保有する書類等（以下「簿書」という。）の保管、当該簿書を梱包したダンボール箱（以下「保存箱」という。）の入出庫及び当該簿書の管理事務に係る執務室（以下「執務室」という。）の提供。

なお、保存箱の外寸法（高さ×幅×奥行）は、おおむね以下の3通りである。

- ① 250 mm×330 mm×390 mm
- ② 280 mm×330 mm×390 mm
- ③ 280 mm×330 mm×440 mm

## 2 業務の内容

### (1) 簿書の保管業務

#### イ 業務内容

保存箱に梱包された簿書を以下3に掲げる条件の下、保管する業務をいう。

#### ロ 保管期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

ただし、契約期間中に、倉庫の一部を使用しなくなった場合、受託業者に対して3か月前まで予告することにより、本契約を変更できるものとする。

#### ハ 保管数量（最大）

保存箱 30,000箱

### (2) 保存箱の保管入庫業務

#### イ 業務内容

国税局等から送られた保存箱を、受託業者所有の倉庫（以下「倉庫」という。）1階荷受場から、広島国税局職員（広島国税局（以下「当局」という。）が指定した執務室に駐在する職員をいい、以下「職員」という。）が指定した当局が専用スペース（共用スペースを含む。）として借り上げる保管倉庫（以下「保管倉庫」という。）の保管棚及び保管場所（以下「保管棚等」という。）に入庫するまでの作業をいう。

#### ロ 保管入庫数

おおむね5,000箱とする。

なお、数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

### (3) 保存箱の廃棄出庫業務

#### イ 業務内容

保管倉庫の保管棚等に保管された保存箱を廃棄のため保管棚等から倉庫1階荷受場まで搬出し、職員又は職員が指定した業者に引き渡すまでの作業をいう。

#### ロ 廃棄出庫数

おおむね6,000箱とする。

なお、数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

### (4) 保存箱の日々の入出庫業務

#### イ 業務内容

職員が指定する保存箱を執務室において職員に引き渡し、その職員が作業終了後、職員の指定する保管倉庫の保管棚等へ収納するまでの作業をいう。

#### ロ 入出庫数

保管期間中、おおむね2,000箱について、随時、入庫及び出庫するものとする。

なお、数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

### (5) 保存箱の配置換業務

#### イ 業務内容

保管倉庫の有効活用のため、職員が指定する保管倉庫の保管棚等に保管された保存箱を保管倉庫のほかの保管棚等へ収納する作業をいう。

- ロ 配置換数  
おおむね4,000箱とする。  
なお、数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

(6) 執務室提供業務

職員が職務上の守秘義務が守れ、電話での通信や机上において読み書きが行える場所（以下「事務室」という。）、及び保存箱の開封・梱包のための作業が行える場所（以下「作業場」という。）で環境が整備された部屋を提供する業務をいう。

3 倉庫の構造条件等

(1) 倉庫の条件

イ 場所

広島国税局の所在地から15km以内の場所にあり、かつ、最寄りの公共交通機関の駅・停留所から徒歩10分以内の場所にあること。

ロ 構造

鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の2階建以上の建物で、堅牢性を有し、耐火構造であること。  
また、新耐震設計の基準を満たした耐震性を有すること。

ハ 防火設備

消防法による適合倉庫で、火災及び煙感知器等を完備し、速やかに消火活動ができる設備、態勢を整えていること。

ニ 警備設備

機械警備により24時間体制で警備をしていること。

ホ 昇降設備

乗用エレベーターと荷物用エレベーターを有すること。

ヘ 停電対策

受電設備は、常用の引込み設備、非常用発電装置（自動）を有すること。

(2) 保管倉庫の条件

イ 構造等

- (イ) 倉庫内の堅牢な壁（耐火ガラスを含む。）に囲まれていること。
- (ロ) 保管倉庫内は常温を保てる設備を有していること。
- (ハ) 照明設備は、保存箱に記載された文言が確認できる照度を備えること。
- (ニ) 保管倉庫の構造が中二階となる場合には、保管倉庫内に階段を設けること。

ロ 場所

保管倉庫の場所は倉庫の2階以上の部分とし、水害の影響を受けないこと。

ハ 構成

(イ) 保管倉庫内での仮置きスペースの確保

保管箱等の納入が容易にできるよう、保管倉庫内（荷物運搬用出入口付近）に搬入した保管箱を仮置きできるスペース（パレット2枚分程度以上）を確保すること。

(ロ) 出入口の設置

出入口は職員専用及び荷物専用として、2つ以上設置することとし、うち荷物専用出入口は、昇降機等による入出庫が容易に行えること。

また、保管倉庫の構造が中二階となる場合には、荷物専用出入口の高さは昇降機等を利用して2階部分に容易に入出庫できるよう、個別に出入口を設けること。

ニ 警備

保管倉庫全ての窓及び出入口について、機械警備により24時間体制で警備をしていること。

なお、機械警備の施錠・解除装置を職員専用出入口扉付近に設置すること。

また、機械警備の警備会社（以下「警備会社」という。）については、受託業者の責任において当局が受託業者に課す秘密保持及び以下3(4)へ(ロ)の「守秘義務に関する誓約書」の内容を遵守さ

せること。

おって、機械警備の警備会社との契約書の写しを、契約締結後速やかに広島国税局会計課へ提出すること。

#### ホ 施錠方法

保管倉庫の出入口は、職員、受託業者の現場責任者（以下「現場責任者」という。）及び上記の警備会社のみが開錠及び施錠できること。

なお、現場責任者及び警備会社が開錠及び施錠する場合は、災害等の緊急時のみであり、その場合にも当局職員へ事前、事後の連絡を行うこと。受託業者は自ら開錠及び施錠した場合は、別紙1「開錠及び施錠状況報告書」を、受託業者の責任において警備会社が開錠及び施錠させた場合は警備会社が作成及び提出する報告書を開錠及び施錠後速やかに当局総務課文書係へ提出すること。

また、開錠及び施錠に至る事実関係の確認等のため、受託業者及び警備会社へ当局職員から連絡する場合があること。

おって、受託業者は警備会社が毎月報告する開錠及び施錠の履歴が分かるものを、毎月当局総務課文書係へ提出すること。

#### ヘ 保管棚による収容方法等

(イ) A及びBの方法で、おおむね25,000箱が収納できることとし、保管棚及び通路はC及びDによること。また、保存箱及び職員が指定する物以外は保管しないこと。

A 保存箱は、通路側に幅330mmの面がくるように配置し、棚1段ごとに1段積みで収納すること。

B 保管棚の箱と箱の間隔は15mm以上確保すること。

C 保管棚は、中量棚以上の強度を有し、1段の高さは内寸310mm以上、奥行きは420mm程度、段数は原則7段程度（床からの高さ2,700mm）以下であること。

なお、8段以上の段数とする場合は、昇降機等を使用して入出庫が容易に行えるものであること。

D 通路は、保管棚と保管棚の間の通路幅は、850mm以上あること。

また、上記以外の通路幅については1,500mm以上とし、台車等を用いて入出庫を行う上で支障を来さない程度の広さであること。

(ロ) Aの方法で、おおむね7,800箱が収納できることとし、保管棚及び通路はB及びCによること。また、保存箱及び職員が指定する物以外は保管しないこと。

A 保存箱は、通路側に幅330mmの面がくるように配置し、棚1段ごとに1段積みで収納すること。

B 保管棚は、中量棚以上の強度を有し、1段の高さは内寸360mm以上、奥行きは430mm以上、段数は原則6段程度（床からの高さ2,600mm）以下あること。

C 通路は、通路幅は台車等を用いた搬出入が容易に行えるよう、900mm以上あること。

### (3) 執務室の条件

#### イ 構造等

(イ) 四方が壁により囲まれており、また、事務室と作業場は、粉塵を防ぐために壁で仕切られていること。

(ロ) 事務室と作業場を仕切る壁には、施錠可能な往来用の出入口を設け、その出入口には相互に状況を確認できる窓を設けること。

(ハ) 事務室と作業場の出入口に取り付けられた窓にはブラインドを設置すること。

#### ロ 場所

保管倉庫内又は保管倉庫出入口の近隣であること。

#### ハ 出入口の設置及び施錠方法

(イ) 保管倉庫内に執務室を設置する場合

事務室と作業場には、それぞれ1箇所、保管倉庫との出入口を設け、職員、現場責任者及び

警備会社のみが開錠及び施錠ができること。

なお、現場責任者及び警備会社が開錠及び施錠する場合は、災害等の緊急時のみであり、その場合にも当局職員へ事前、事後の連絡を行うこと。受託業者は自ら開錠及び施錠した場合は、別紙1「開錠及び施錠状況報告書」を、受託業者の責任において警備会社が開錠及び施錠させた場合は警備会社が作成及び提出する報告書を開錠及び施錠後速やかに当局総務課文書係へ提出すること。

おって、開錠及び施錠に至る事実関係の確認等のため、受託業者及び警備会社へ当局職員から連絡する場合があること。

(ロ) 保管倉庫外に執務室を設置する場合

事務室と作業場には、それぞれ1箇所、出入口を設け、職員及び現場責任者のみが開錠及び施錠ができること。

なお、現場責任者が開錠及び施錠する場合は、災害等の緊急時のみであり、その場合にも当局職員へ事前、事後の連絡を行うこと。受託業者は自ら開錠及び施錠した場合は、別紙1「開錠及び施錠状況報告書」を、受託業者の責任において警備会社が開錠及び施錠させた場合は警備会社が作成及び提出する報告書を開錠及び施錠後速やかに当局総務課文書係へ提出すること。

おって、開錠及び施錠に至る事実関係の確認等のため、受託業者及び警備会社へ当局職員から連絡する場合があること。

ニ 面積

提供する執務室の面積は、15坪以上とする。

ホ 事務室の条件

(イ) 冷暖房設備を備えること。

(ロ) コンセントは10口以上設置し、サーバー1台、パソコン2台、留守番電話1台、コピー機1台及び1200W電気ストーブ1台（全て当局が用意）を継続して同時使用することに耐えられるものであること。

(ハ) 換気する設備を備えていること。

ヘ 作業場の条件

(イ) 冷暖房設備を備えること。

(ロ) コンセントは5口以上設置し、1200W電気ストーブ1台（当局が用意）を継続して同時使用することに耐えられるものであること。

(ハ) 換気する設備を備えていること。

(ニ) 出入口は、台車で容易に出入りできるように段差を設けないこと。

(4) その他特記事項

イ 保管倉庫及び執務室への入出時間

原則として、平日の8時30分から18時までとするが、職員が受託業者に申し出れば、協議の上で臨時に出入りできること。

ロ 保管倉庫及び執務室への立入り者の確認

職員以外の者が立入りする場合は、火災等の緊急時を除き、事前に職員の許可を得ること。

ハ トイレ等の利用

保管倉庫と同一建物内に、洗面所及び男性用・女性用に区分されたトイレ設備を整えていること。

ニ 新規に受託する業者

令和7年度の受託業者と令和8年度の受託業者が変更になった場合、令和7年度の受託業者所有の倉庫に保管されている全ての保管物を令和8年度の受託業者の倉庫に、令和8年4月1日から令和8年4月8日までの間（土・日を除く。）に移管すること。

なお、移管に伴って発生する一時保管料、出庫料、搬送費用及び入庫料その他一切の費用については、令和8年度の受託業者の負担とする。このうち、一時保管及び出庫作業（保管倉庫から搬送車両への積み込みまでをいう。）については、令和7年度の受託業者の請求に基づき、令和8

年度の受託業者が支払うこととし、請求金額は、令和8年度の契約単価を基準に算出（一時保管料は日割りで算出する。）する。

おって、令和8年度の受託業者は、令和9年度において、新たな受託業者の倉庫に移管することとなった場合、移管業務が完了するまでの間、保管場所を引き続き提供する。

この場合、発生する一時保管料及び出庫料については、令和8年度の受託業者の請求に基づき令和9年度の受託業者が支払うこととし、請求金額は、令和9年度の契約単価を基準に算出（一時保管料は日割りで算出する。）する。

#### ホ 業務下請けの禁止

当該業務についての下請けは、全面禁止とする。

ただし、保管入庫業務の下請けについては、あらかじめ当局に対し書面により届出を行い、双方が協議の上、当局が承認した場合は下請けを認めるものとする。

#### ヘ その他

- (イ) 受託業者及び当該業務に従事する全ての従事者は、保存箱の開封を決して行わないこと。
- (ロ) 保管倉庫の保管棚等以外の場所に保存箱の持ち出しを決して行わないこと（職員が指示する場合を除く。）。
- (ハ) 保存箱の入出庫については、職員立会いの下、双方が協力して行うこと。
- (ニ) 受託業者は、当該業務に従事する全ての従事者に対し、契約書、仕様書の記載事項及び守秘義務について周知徹底を行う。また、当該業務に従事する全ての従事者から別紙2「守秘義務に関する誓約書」を徴し、速やかに当局総務課文書係に提出する。
- (ホ) 受託業者は、別紙3「国税庁における特定個人情報等の安全管理措置」を講ずるものとする。
- (ヘ) 受託業者は、特定個人情報等の取扱者及び作業従事者を明確にするため当該業務に従事する全ての従事者について別紙4「特定個人情報等取扱者兼作業従事者名簿」を作成し、速やかに当局総務課文書係に提出する。
- (ト) 受託業者は、全ての業務について円滑な遂行に努めるとともに、保存箱の入出庫の際は車両が倉庫1階荷受場に横付けできるなど、配慮をすること。
- (チ) 受託業者は、保管物の保管管理について十分な注意を払い、焼失、破損又は汚損等しないよう万全の措置をとらなければならない。
- (リ) 受託業者は、保管倉庫、執務室及び同一敷地内の関係施設における全ての業務に係る一切の施設維持管理経費及びその他経費（水道光熱費、清掃費、フィルター交換費、ごみ処理費を含む。）を負担すること。
- (ル) トラックの乗り入れスペースまでは、当局が発注した運送業者等が車両を乗り入れすることができるものとする。

#### 4 その他

この仕様書に関し、疑義が生じたとき、又は、この仕様書に記載のない事項については、その都度当局の担当者へ問い合わせ、相互協議の上、決定することとする。

なお、当局への提出書類については、別紙5「提出書類一覧表」を参考に提出期限までに提出すること。

別紙1

## 開錠及び施錠状況報告書

令和 年 月 日

広島国税局長 殿

契約事業者名

代表者名

当社(私)は、一括管理書庫書類保管等業務の遂行に当たり、保管倉庫及び執務室の開錠及び施錠を実施しましたので、下記のとおりご報告いたします。

### 記

開錠日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
開錠した者	氏名:
入室した者 ※入室した者全て記入	氏名:
開錠理由	
状態及び処置	
施錠日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
施錠した者	氏名:
広島国税局職員へ連絡	<input type="checkbox"/> 事前(日時: ) 連絡した職員名: <input type="checkbox"/> 事後(日時: ) 連絡した職員名:

## 守秘義務に関する誓約書

令和 年 月 日

広島国税局長 殿

契約事業者名

作業従事者

当社（私）は、一括管理書庫書類保管等業務の遂行に当たり、下記事項を厳守の上、履行いたします。

### 記

- 1 当該業務の遂行に当たっては、保管物が機密文書であることを十分に認識し、職責を忠実に全うすること。
- 2 当該契約期間中はもちろん終了後についても、業務遂行上知り得た一切の情報を決して社外に漏らさないこと。
- 3 保存箱の開封を決して行わないこと。
- 4 保管倉庫の保管棚等以外の場所に保存箱の持ち出しを決して行わないこと（広島国税局職員に指示された場合を除く。）。

## 国税庁における特定個人情報等の安全管理措置

### 1 定義

本書面における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条の定めるところによるほか、次のとおりとする。

- 一 特定個人情報等 特定個人情報及び個人番号をいう。
- 二 個人番号利用事務等 国税庁から委託を受けた個人番号利用事務及び個人番号関係事務をいう。
- 三 保護管理者 特定個人情報等を適切に管理する任に当たる者をいう。特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。
- 四 特定個人情報等取扱者 個人番号利用事務等に従事する者をいう。
- 五 アクセス 特定個人情報等（電磁的記録に限らず、紙媒体等に記録されたものを含む）に接する行為をいう。

### 2 基本事項

- (1) 受託者は「国税庁における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」（別添）の記載内容を確認し、遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、特定個人情報等取扱者をあらかじめ名簿を作成することにより指定しなければならない。
- (3) 特定個人情報等取扱者は、自己が従事する業務で定められた手続の範囲内で個人番号を適切に取り扱わなければならない。

### 3 環境整備

特定個人情報等を取り扱う区域を明確に定め、特定個人情報等が特定個人情報等取扱者以外の者の目に触れないよう環境を整備しなければならない。

### 4 特定個人情報等の収集・保管

特定個人情報等取扱者は、自己が従事する個人番号利用事務等の範囲を超えて、特定個人情報等を収集・保管してはならない。

### 5 特定個人情報等の利用

- (1) 特定個人情報等が記載・記録された書類や情報記録媒体を個人番号利用事務等以外の業務のために写しを作成してはならない。
- (2) 個人番号利用事務等で使用する情報記録媒体（USB等）は指定されたもの以外は利用しないこととし、指定されたもの以外の情報記録媒体（スマートフォン、私物USBメモリ等）を情報システム端末（業務で使用するパソコン）に接続してはならない。

- (3) 情報システム端末の使用中に離席する場合、特定個人情報等を第三者が閲覧できないよう画面ロックやログオフを行わなければならない。
- (4) インターネットに接続された情報システム端末で特定個人情報等を取り扱ってはならない。
- (5) 特定個人情報等を取り扱う際、部外者及び特定個人情報等取扱者以外の従業員による特定個人情報等の覗き見を防止するための措置を講じなければならない。  
(措置例)
  - ① 適切な作業スペースの確保・利用
  - ② 間仕切りの設置及び座席配置の工夫
  - ③ 情報システム端末画面へ保護フィルターの設置 など
- (6) 特定個人情報等を情報システム端末内で一時的に保存して作業を行う場合には、保存したデータにはパスワードを設定するなど、特定個人情報等取扱者以外の者がアクセスできないようにしなければならない。
- (7) 特定個人情報等取扱者は、自己が従事する個人番号利用事務等の範囲を超えて、特定個人情報等にアクセスしてはならない。
- (8) 個人番号利用事務等で情報システム端末を使用する場合であっても、必要以上に個人番号を画面に表示させたり書面で出力してはならない。
- (9) 特定個人情報等が記載・記録された書類や情報記録媒体を業務上、やむを得ず持ち出す場合には、個人番号部分等を確実にマスキング又は削除し管理者の許可を受けなければならない。
- (10) 特定個人情報等が記載・記録されている書類や情報記録媒体を移送する場合には、追跡可能な手段（簡易書留郵便等）を利用しなければならない。

## 6 特定個人情報等の保管

- (1) 特定個人情報等が記載・記録されている書類や情報記録媒体を庁舎内で移動させる場合、紛失や毀損がないよう留意しなければならない。
- (2) 特定個人情報等が記載・記録されている書類や情報記録媒体は、施錠可能な書庫・書棚等で保管しなければならない。

## 7 特定個人情報等の提供

特定個人情報等を他の者に提供する必要がある場合には、甲（委託者）の承諾を得なければならない。

## 8 特定個人情報等の廃棄

- (1) 不要となった特定個人情報等は復元・判読が不可能な方法により消去・廃棄を確実に実施し、廃棄した事実を記録しなければならない。
- (2) 周辺で不要となった特定個人情報等が記載・記録されている書類や情報記録媒体を保有している場合には、速やかに廃棄しなければならない。

## 9 安全確保上の問題への対応

- (1) 従業員は、次の事実等を把握した場合には、時間を要する事実確認を行う前に、直ちに保護管理者へ報告しなければならない。
  - 一 特定個人情報等の漏えい・滅失・毀損の発生、そのおそれを認識した場合
  - 二 特定個人情報等取扱者が個人情報等を取扱規程に違反している事実・兆候を把握した場合
- (2) (1)の報告を受けた保護管理者は、速やかに事案の発生した経緯、被害状況等を調査し委託者へ報告する。
- (3) 保護管理者は被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる情報システム端末のLANケーブル等を抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（従業員に行わせることを含む。）ものとする。

## 10 その他

その他特定個人情報等の取扱いについて、本書面で不明な点がある場合には、委託者に確認し指示を受けることとする。

## 国税庁における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

### 1 特定個人情報等の保護に関する考え方

国税庁では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に定められた事務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う。番号法においては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### 2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(法令遵守)

(1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

(安全管理措置)

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

(3) 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

(4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき国税庁自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

(5) 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

### 3 お問合せ先(開示請求・苦情相談等を含む)

国税庁 長官官房 総務課 情報公開・個人情報保護室

(電話番号) 国税庁代表: 03-3581-4161



## 提出書類一覧表

番号	書類名	仕様書 該当箇所	提出期限	提出先	摘要
1	警備会社との契約書の写し	3(2)ニ	契約締結後速やかに	広島国税局 会計課経費係	保管倉庫の機械警備に係るもの
2	別紙1 「開錠及び施錠状況報告書」	3(2)ホ 3(3)ハ	開錠及び施錠後 速やかに	広島国税局 総務課文書係	受託者が開錠及び施錠した場合
3	警備会社が作成する報告書	3(2)ホ 3(3)ハ	開錠及び施錠後 速やかに	広島国税局 総務課文書係	警備会社が開錠及び施錠した場合
4	警備会社が毎月報告する開錠 及び施錠履歴が分かるもの	3(2)ホ	警備会社から提 出後速やかに	広島国税局 総務課文書係	
5	別紙2 「守秘義務に関する誓約書」	3(4)へ(ニ)	速やかに	広島国税局 総務課文書係	従事者に変更があった場合にはその都度
6	別紙4 「特定個人情報等取扱者兼作 業従事者名簿」	3(4)へ(ハ)	速やかに	広島国税局 総務課文書係	従事者に変更があった場合にはその都度
7	以下余白				
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※仕様書に定めのある提出書類については、必ず上記提出期限までに提出すること。